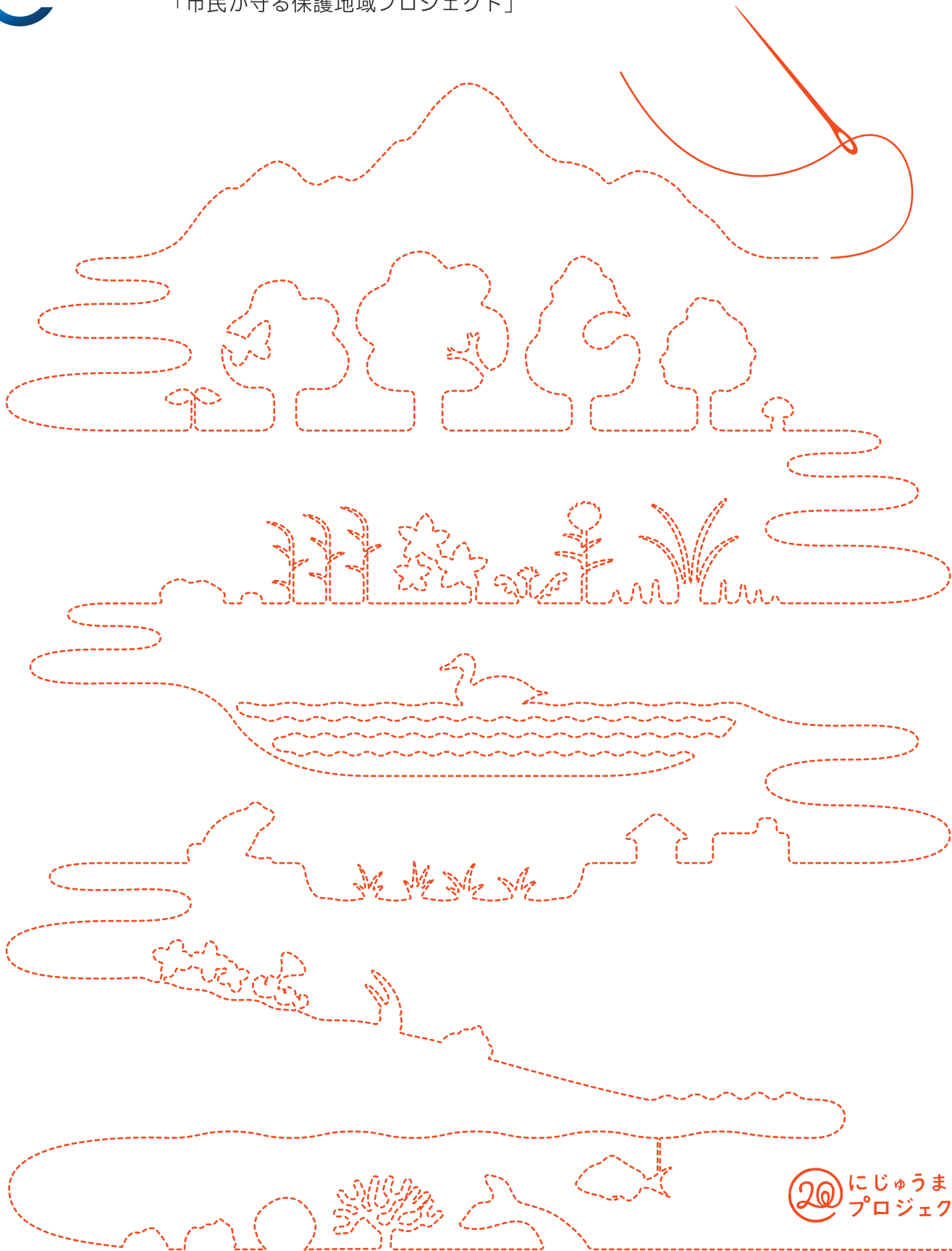


# 生物多様性保全の新たな潮流

～民間保護地域の今とこれから～



国際自然保護連合日本委員会  
「市民が守る保護地域プロジェクト」





# はじめに

2010年愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会合(COP10)において、「2050年までに人と自然の共生する世界をめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための行動をとること。その成果として20の個別目標(愛知ターゲット)の達成を目指すこと」が193カ国によって約束されました。国連ではこの愛知ターゲットの重要性を認識し、2011年から2020年までを「国連生物多様性の10年」と定め、行動を呼びかけています。

その愛知ターゲットの一つがターゲット11「陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所(=保護地域)に決めよう。」です。

きれいな水や空気、食べ物や環境の安定化、CO2の固定、あるいは、信仰・地域文化の営みの中心となるなど、多様な自然の恵みを将来にわたってもたらず場が「保護地域」です。国だけでなく自治体、企業、市民団体の取り組み、時には信仰の一部として守られてきた保護地域ですが、「国が指定した地域」ばかり注目されてきました。しかし、2014年10月に開催された生物多様性条約第12回締約国会合では、「民間保護地域に注目しなければならない」という画期的な決定がありました。

国際自然保護連合日本委員会の加盟団体・協力団体からなる「市民が守る保護地域プロジェクト」は、にじゅうまるプロジェクトという愛知目標達成に向けた事業の枠組みの中で、このような世界動向をいち早くつかみ、情報収集と検討を行ってきました。

本資料はプロジェクトの成果をまとめ、日本における民間保護地域の取り組みの発展を通じた愛知ターゲット11の達成、ひいては、日本のすばらしい自然を共に次世代に伝えていくことに貢献していきたいという思いから、制作されたものです。

本事業を展開するにあたり、活動助成を下さりました(独)環境再生保全機構地球環境基金に感謝を申し上げます。

1. 日本のこれまでの取り組み	01
2. 民間保護地域はなぜ必要か	03
3. 民間保護地域とは何か?	05
4. 民間保護地域の 世界の例、動向	11
5. 民間保護地域の課題	13
6. 民間保護地域の これからに向けて	15
7. 事例から考える 日本における 民間保護地域の可能性	16
市民が守る保護地域プロジェクト メンバー紹介	21

# 1. 日本のこれまでの取り組み

## ■ 2013年 市民が守る保護地域プロジェクトの発足

近年、市民、企業が様々な形で現場をもって自然を守り、育む活動が盛んになっています。1970年代の日本自然保護協会による三重県天神崎からはじまったトラスト活動や、1980年代に始まった日本野鳥の会による野鳥保護区の取り組みなどが広がるほか、里地里山の保全も進み、地域によっては、千葉県里山条例（平成15年5月施行）などの都道府県による制度も生まれています。企業の社有地・社有林による保全活動も見られるようになってきました。

「市民が守る保護地域プロジェクト」は、そういった“市民が守る保護地域”の経験をまとめ、“点”のように行われていた取り組みを社会的な仕組みにしていくことをめざしてスタートしたものです。

IUCN加盟団体が様々な現場で豊富な経験・知識とアイデアを抱えていたこと、「にじゅうまるプロジェクト」を通じ、全国各地から保護地域に関する行動宣言を集めており、それが将来の民間保護地域の事例を集めるメカニズムになりうること、という2点が事業立案発足のきっかけです。そのため、愛知ターゲット11の達成を強く意識した事業となっています。

この課題に関心を持ち集まったプロジェクトメンバーは下記のとおりです。

### プロジェクトチームメンバー 一覧

日本自然保護協会， 日本野鳥の会， ラムサールネットワーク・日本，  
コンサベーション・インターナショナル・ジャパン， 国立環境研究所

2013年度は、プロジェクトチームの会合を重ねながら、メンバーの経験、それぞれの強みを活かして収集した情報、市民が守る保護地域を盛り上げていくためのアイデアを基に、事業の目的・手法の検討・民間保護地域の暫定定義作り・民間保護地域の強みや弱み等の精査を行いました。

事業を進め世界的な動向を把握していくなかで、“市民が守る保護地域”という言葉は、民間保護地域（PPA：Privately Protected Areas）というキーワードの世界共通の課題であることが分かりました。事業の目的と達成手法は次のとおりです。

## 市民が守る保護地域プロジェクト

国際的にも注目されている民間保護地域の、① 国内法による保護の確保、または、  
② 民間保護地域における保全活動の推進を目的とする。その目的達成の手法として、  
下記的手段その他の検討を行う。

- 世界基準に沿った（＝世界データベースに登録されうる）日本における民間保護地域の定義策定、特定、把握・評価に向けた取り組みを行う。
- 民間保護地域が、愛知ターゲット達成に貢献する地域であるという位置づけ（特に生物多様性国家戦略において）や、戦略的アセスメントでの配慮地域としての位置付けを確立するために、民間保護地域の取り組みを広報するための活動（ウェブサイトや、ワークショップの実施など）を実施する。
- 民間保護地域による保全の推進のための国・自治体、場合によっては民間による法政措置・インセンティブを確立するため、保護地域（愛知ターゲット11）を含めたにじゅうまるの登録の推進を行う。また、民間保護地域の国内候補サイトを集める仕組みや、世界データベース（WDPA）登録の支援方法について検討するとともに、政府や企業による支援策のあり方を検討する（生物多様性条約関連会合 IUCN 世界公園会議において情報を収集し、その成果を活用する）。

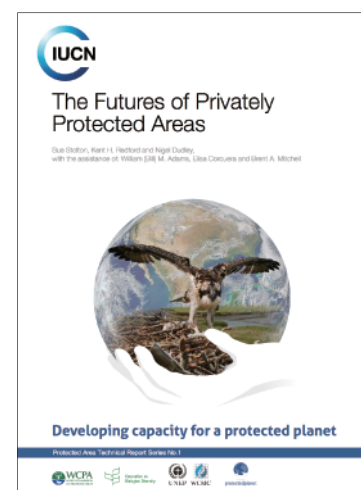
## ■ 2014年の活動発展と成果

2014年度は、上記の事業枠組みを元に、民間保護地域検討会の開催を通じた日本の民間保護地域の事例把握と、日本の民間保護地域の取り組みを発信すると共に、世界動向の把握に注力しました。

特に、世界動向把握についてはプロジェクト期間中に急速な展開を見せました。第1回アジア国立公園会議（2013年11月仙台）でのサイドイベント実施をきっかけに、世界レベルの民間保護地域の現状把握事業「The Privately Protected Areas Futures」に参画することとなったのです。その報告書である『The Futures of Privately Protected Areas』は、第6回世界公園会議（2014年11月オーストラリア、シドニー）で発表され、17カ国の情報提供を元に、最新の民間保護地域の定義案・主な議論・各国事例についてまとめました。

本レポートでは、世界の最新動向と現段階の日本での議論をまとめ、日本における民間保護地域の認識と取り組みを加速させることをめざしています。

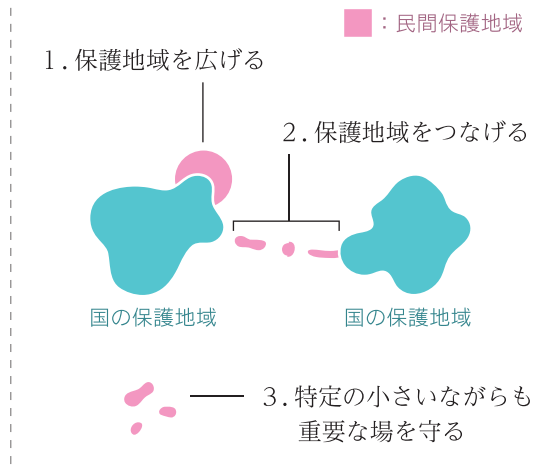
『The Futures of Privately Protected Areas』  
表紙



## 2. 民間保護地域はなぜ必要か？

「国が決め、しっかりと守ってくれればいいのではないか。」と誰しも思うことでしょう。

しかし、民間保護地域ならではの強みと弱みがあります。



### ■ 既存の保護をつなげ、広げる

例えば、メキシコ、フィンランドでは、国立公園の周辺や、国立公園と国立公園の間を結ぶような場所に民間保護地域を作ることに対して奨励制度を持っています。それにより、国民の税金を使って土地を購入するよりも効率の良い形で、保護地域の拡大や連続性の確保がはかられ、既存の保護地域の保全効果も高まります。ブラジル、イギリスでは、メキシコなどのような特定の政府の政策がなくとも、市民団体の自発的な判断で、保護地域の拡充・連続性の確保が図られています。また、その国の中で十分に保護が図られていない生態系（特定の種類の森林や、草原など）を民間保護地域がカバーするという事例もあります。

### ■ 土地所有者が保全の“協力者”になる

保護地域の拡大にも関連することですが、民間保護地域は、土地所有者を保全の担い手の一員に変えることで、新しいパートナーシップや幅広い利害関係者グループを保全の動きに加えることができます。民間団体の強みともいえる「顔の見える関係づくり」は、時に、国よりも早く、広範囲で、かつ、強固な協力関係構築につながります。

### ■ 緊急対応が可能

政府による保護地域の設置・管理は、交渉・同意に多くの年月がかかることが普通です。そのような長いプロセスの間に保全上の価値が失われるような場合は、民間団体、個人、企業、研究者団体などが、土地購入等によって民間保護地域にすることによってすばやく価値の毀損から守ることができます。

この場合、民間によって購入された土地が、一定の期間後に国等に譲渡され、国の保護地域として設定されるという事例もあります。

## ■ 政府による保護が難しい場所を保護する

時に、地域社会が政府を信用しない場合や、政府の予算や実施能力が十分でない場合、政府内で保護と開発に関する政策の対立がある場合など、政府による保護が難しい場合も多くあります。このような場合には、民間団体による保護地域の創出・管理のほうが、地域の生物多様性保全上の価値を守ることができます。

また、国土全体で保全するほどの緊急性がない（そのため国レベルでは守れない）生物種に対しても、地域個体群単位で保全の取組みを展開できるのは、民間保護地域の強みの一つです。

## ■ 自然を守るための資金を新たに作り出す

多くの国では、生物多様性保全にかかる予算は、開発に費やされる予算に比べれば微々たるものです。そして、残念ながらこのギャップが埋まるということは稀有な事例といえます。民間保護地域が作られる過程では、土地所有者や篤志家などによる生物多様性保全のための土地の譲渡や、購入・管理のための寄付、助成金の獲得、生態系支払い制度の活用が行われるなど生物多様性保全のための新規のお金の流れが生まれます。例えばイギリスでは、所得税や相続税の対策として土地の寄贈などが行われる事例が多くあります。

## ■ 弱み

民間保護地域は、立法措置のない場合、法律上の報告義務といった監視・モニタリングの機能がなく、定義・実態が不透明になりやすいこと、大規模な面積で作り難いといった質・量面での限界、管理水準を確保することが難しいなどの弱みもあります。国のように強制的に税金を集め、保護の予算に充てるということができないため、予算や土地所有者の変更などによる、保護状態の不安定化という懸念は世界共通のものとしてあるようです。



民間保護地域は、国の管理する保護地域に取って代わるものではなく、また、対立するものでもありません。国の保護地域制度を補完し、国全体の自然保護と生態系サービス（自然の恵み）を守り、高めるツールが民間保護地域なのです。

# 3. 民間保護地域とは何か？

## ■ 民間保護地域の定義

現在、民間保護地域に関する合意された定義はありません。世界レベルの定義(案)、市民が守る保護地域プロジェクトによる定義(案)を紹介します。共に、IUCNの保護地域の定義を基に構築しています。今後、この二つの定義・解釈を一つにまとめていく予定です。

### 「The Privately Protected Areas Futures」事業が提案する民間保護地域の定義

「The Privately Protected Areas Futures」事業では、民間保護地域とは、「IUCNの保護地域の定義に合致し、民間のガバナンスに基づく地域である」と定義し、IUCNの保護地域の定義の理解の仕方と、民間保護地域ならではの解釈をまとめました。

### IUCN の保護地域定義

「自然および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以て認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である」

A clearly defined geographical space, recognised, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long-term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values

## ● 語句の説明

説明	民間保護地域（PPA）上の補足
明確に境界が定められた地理的な空間	Clearly defined geographical space
陸域、内陸水、海域、沿岸域、もしくはこれら2つ以上の組み合わせです。「空間」は3次元であり、例えばある保護地域の上空空間での飛行機の低空飛行制限、海洋保護地域における一定の水深域までの保護もしくは海底のみの保護、海面下における鉱業の許可などがあります。「明確に境界が定められた」とは、合意に基づく境界によって空間的に定められた地域を示すものです。境界は、時間の経過とともに移動する物理的事物（川の土手など）や管理行動（禁猟区域など）の形態をとることもあります。	PPA 特有の考察はありません。



## 認められ Recognised

関係者によって宣言されたものや国によって特定されたものなど、保護のガバナンスのタイプにはさまざまなものを含みますが、世界保護地域データベース（WDPA）への登録など何らかの形で認識されていなければいけないことを示しています。

PPA は以下のような様々な手段を通じて認識されます

- PPA が、国内または準国内的保護地域システムの一部であると宣言する法律によって登録されること
- 政府に認識される、地役権や誓約のような法的な合意によって登録されること
- 政府による、民間保護地域という明確な認識が弱くとも、土地や水の長期間の保全を担保する、地役権や誓約のような、広い意味での法的または準法的な合意
- 一定のガイドラインを有した国内・準国内レベルの民間保護地域に関する団体による認知や、WCPA 地域委員長など外部専門家が認知した組織が提供するリスト
- 国家レベルのプロセスを経た、権威のある国家間データベース（例：WDPA）に認められること
- 保護を義務とした法的仕組みを持つ NGO によって所有されること

注：国際的な指定（ラムサール条約重要湿地、ユネスコエコパークなど）の範囲内にあることや他の指定（重要生物多様性域（KBA）など）がなされていることは、PPA の保全にとって強みといえますが、それだけでは十分ではありません。

## 特定の目的のために用いられ Dedicated

以下のような長期的な自然保護への特定の拘束的取組みを指します。

- 国際条約・合意
- 国、州、地方の法律
- 慣習法
- NGO の協定
- 民間の信託、企業方針
- 認証制度

PPA において「特定の目的のために用いられていること」を表すことは、他のガバナンスタイプの保護地域と比較すると難しいものです。

望ましい保護成果を達成する能力に影響を与える、野生生物や生態学的過程（火入れ管理など）に対して、所有者が法的な権限を持たない場所では、「特定の目的のために用いられていること」は以下のような事柄を通して確認されます。

- 保護上の価値が維持されることを保障するための法的な権限を持つ、政府機関との公式な合意・公に公開された長期的な計画と、その計画の保護に対する貢献度を測る指標
- 認知への他の過程

例えば、自発的な保護への取り組みの場合、ガイドラインや目録を有する国家的・準国家的な民間保護地域に関する団体による認知は、サイトの管理（IUCN の保護地域の定義に沿っている管理）への取り組みについて更なる確証の提供を手助けすることができます。将来、このような団体が外部の専門家（WCPA 地域委員長や WCPA PPA の専門家グループなど）により、さらに認識されることが考えられます。

## 管理された Managed

保護地域指定の根拠となった自然の価値（とその他の価値）の保護を目的として何らかの積極的な措置がとられていることを言います。一切の干渉をせず自然のままにしておくことが最善である場合とられる無干渉の状態を維持するという選択も「管理」の一形態です。

PPA は、保護の結果とゴールに向けたいくつかのモニタリングなどの手法を通じて管理しようという意図を、書面で宣言しなければなりません。

## 法令その他有効な方法 Legal or other effective means

保護地域を官報等に掲載する（しかるべき民法のもとに認める）もしくは国際条約・合意を通じて認めること、または官報への掲載以外の有効な手段を通じて管理することを指します。これには、コミュニティ保護地域の運営の基盤となる認識された伝統的規則や非政府組織によって作られた方針などが挙げられます。

- 事実上または法律上、保有権利は明確に定義されるべきといえます。（たとえ保有権利と PPA として管理される地域を設立する責任のセットが、多様で型にはまらないものであっても明確に定義されなければなりません。）土地や水の使用に関する支配権は、めったに一人の人間、一つの組織や一つの省庁の手に握られることはありません。そのため、異なる権利者が、支配権の行使に異なる目的をもつとき、たびたび緊張が生じます。
- 保護地域の定義に沿うために、保護地域の現在の利用目的は保護でなければなりません。そして、保護目的は長期間であるという意志がなければなりません。

定められた保護成果と権利者のために、特定の管理が必要とされる場合は、その要求を満たすために特別な管理方法が必要となる場合があります。

- 保護地域管理者は、自らの管理下でないあらゆる保護地域利用の権利を認識して、それらが保護成果に悪影響を与えないように努力する必要があります。

## 成し遂げるために To achieve

ある程度の有効性を示します。これは 1994年の定義には含まれていませんでしたが、保護地域管理者をはじめ多くの関係者の要請を受けて加えられることとなりました。これからもカテゴリーは目的別に定めるものとしませんが、世界保護地域データベースの充実に伴い、管理の有効性は保護地域の特定・認識の際に役立つ重要な基準となります。

PPA 特有の考察はありません。

長期 Long-term	
<p>保護地域は永続的に管理されるべきであり、短期的・一時的な管理方法を用いるべきではないことを示します。</p>	<p>PPA は、保護を「永続的に」、少なくとも「長期的に」（最低でも 25年）行おうという意図を明示しなければなりません。長期的な保護を保証するという点において、PPA は特に難しい場合があります。いくつかの国では、PPA として宣言することは、長期的な保護の法的義務を発生させ、政府の管理する保護地域と同等の扱いに位置づけます。そうではない場合は、長期間保護を行う意志は次のように明示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 地役権、誓約、遺言などを通して所有権を変化させること</li> <li>◦ 公式な合意の期間が短い場合、長期間の保護と結び付けることが必要とされます。（例：更新可能な契約や、長期的目標の公示）また、契約終了時には、その場所が PPA であり続けることを禁止してはなりません。</li> <li>◦ 保護目的を忠実に達成するための、長期的モニタリングの形</li> <li>◦ PPA に存在する自然資源を保護するために、積極的または受動的な管理手法が試されること。（これらは、PPA のガイドラインと全国的なデータを持つ PPA に関する全国的な団体の、地元または地域支部によって有効とされる）</li> </ul>
自然保護 Conservation	
<p>本定義における「自然保護」とは生態系および自然・準自然生息地の生息域内での維持管理、自然の環境にある種の存続が可能な個体数の維持管理、家畜化された種もしくは栽培作物（添付：用語集の農業生物多様性の定義を参照のこと）の場合には、その独自の特性が育まれた環境における維持管理を指します。</p>	<p>PPA 特有の考察はありません。</p>
自然 Nature	
<p>本定義には「自然」は常に、遺伝子と種、生態系の多様性を意味し、地学的多様性や地形、より幅広い自然の価値を指すことも多くあります。</p>	<p>PPA 特有の考察はありません。</p>
関連する生態系サービス Associated ecosystem Services	
<p>ここでは自然保護に関係があり、自然保護の目的達成を妨げない生態系サービスのことを指します。食糧や水などの供給サービス、洪水、干ばつ、土壌浸食や疾病などの調整サービス、レクリエーションや精神的、進行その他非物質的な恩恵をもたらす文化サービスがあります。</p>	<p>PPA 特有の考察はありません。</p>
文化的価値 Cultural values	
<p>特に以下をはじめとする自然保護の取組みを妨げない文化的価値のことを指します（あらゆる保護地域の文化的価値はこの基準を満たさなければなりません）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 自然保護の成果に有用なもの（重要性の高い種が依存するようになった伝統的な管理習慣など）</li> <li>◦ それ自体が脅威にさらされているもの</li> </ul>	<p>多くの PPA は、遺産を確実に保護するためにつくられました。これは、PPA の重要な側面の一つである、文化的な価値であるといえます。</p>

## 「市民が守る保護地域プロジェクト」による民間保護地域の定義

「The Privately Protected Areas Futures」の定義作成とほぼ同時期に、IUCN-J市民が守る保護地域プロジェクトでも、民間保護地域の定義（第1案）をまとめました。

民間保護地域 (Privately Protected Area) とは、国の自然環境保全法制度に指定されていませんが、生物多様性および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護に貢献する地域であって、土地の所有権の有無にかかわらず、以下の3つの条件全てを満たす地域のことを指します。

1. 営利、非営利を問わず民間団体等が、
2. 地理的な空間を明確に定め、
3. 宣言・協定その他の手法を通じ、  
保全・持続可能な利用に資する活動・事業の継続を保障している。

### ● 語句の説明

説明	定義・解説文に係る議論の経緯
<b>国の自然環境保全法制度</b>	
<p>ここでは、地域を指定し、一定の行為規制を国民等に課したり、その違反への罰則を有していたりする制度を指します。</p> <p>具体的には、自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、水産資源保護法、保護林・保安林制度を指します。また、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、都道府県自然環境保全地域など、国の法律に基づく都道府県条例によって指定される地域も含めます。</p>	<p>本事業は、生物多様性国家戦略 2012-2020 において、民間の保護の取り組みが指標として反映されていないことへの問題意識から生まれたことから、自然環境保全法制度は、国家戦略で指標とされている地域を特に指すものと定義しています。</p>
<b>生物多様性および関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護に</b>	
<p>IUCN 定義に準拠しています（後述の IUCN 保護地域定義内の、生物多様性、自然保護、自然、関連する生態系サービスの欄を参照してください。）</p>	<p>IUCN 定義に準拠しています。</p>
<b>土地の所有権の有無にかかわらず、</b>	
<p>民間保護地域の一部が、国有地であっても構いません。</p>	<p>国有地であっても、その環境を保全することが行政に義務付けられていない地域も存在します。そのため、民間保護地域の一部が国有地・公有地であっても良いとしました。</p>
<b>営利、非営利を問わず民間団体など</b>	
<p>民間団体については、法人格を問いません。また、多様な主体から構成される協議会についても含まれます。当該協議会に、国・地方自治体が参画することは妨げないとし、個人については、除くものとします。</p>	<p>個人の取り組みで守られている地域については、現定義では、除くものとします。しかし、定義の妥当性を今後検証していき、見直す可能性があります。</p>

説明	定義・解説文に係る議論の経緯
地理的な空間を明確に定め	
<p>地図上で表記できるような形で定める必要があります。「○○山一帯」などは認めません。また、全域を実施対象とした活動は必要としません（民間保護区域とされる範囲と、保全活動が実施される範囲とにギャップがあっても構いません）。</p>	
宣言・協定その他の手法	
<p>宣言には、民間の信託・企業方針も含まれます。協定の相手先は、土地所有者等を想定しています。また、それが国・自治体であっても構いません。その他の手法には、慣習法・関係者の間で合意された行動計画・認証制度などが含まれます。</p>	<p>民間保護地域の指定に準用できる、「にじゅうまる宣言フォーム」が今後必要であるといえます。</p>
保全・持続可能な利用に資する活動・事業	
<p>指定の根拠となった自然およびその他の価値、地域生態系を構成する種、生育生息地、生態学的プロセスが健全に維持し、または、回復する取り組みを指します。この場合の取り組みは、積極的な管理行動をとらない（一切の干渉をしない）ことも含みます。生態系サービスの利活用は、そのサービスの生産・循環を損なわない限り、許されます。活動・事業が、ボランティア（自発的／無償によるもの）かは問いません。</p>	<p>保護上の取り組みがなされていることと、実際の保護上の効果が出ていることは異なるという意見もありましたが、現段階では、保全に向けた意志を確認することを重視した定義を行います。また、IUCN では、保護地域は「ある程度の有効性を示す」ことが必要としており、保護地域の管理効果の評価を実施することを推奨していることから、「資する」という表現を用いています。</p>
継続を	
<p>長期間にわたって継続されることが必要であるが、少なくとも 10 年以上の保護担保、活動の継続への担保が望ましいといえます。協定の性質上、期間が10年未満の場合、再締結可能な協定であれば、認められます。</p>	<p>協定期間終了後、保全活動を停止し、土地改変を行うことが明確な場合は、民間保護地域とすることはできません。</p>
保障している	
<p>保全に向けた意思を確認することを指します。ただし、違約の際のペナルティは必須ではありません。また、土地所有者等の十分な事前の情報提供に基づいた合意でなければなりません。保障は、文書などによって確認される形式をとり、ウェブ上で見られるなど、広く認識される状態に置くことが必要です。文書全文の掲載を義務とするものではありません。</p>	<p>民間の取り組みが、“結果的に保護につながっている” というケースも検討しました。“結果的に” というのは、保全が保障されているとは言えず、保全につながる行動の背景にある社会状況が変われば保護がされなくなるという状態であるとし、ここでは認めません。</p>

## 4. 民間保護地域の世界の例、動向

「The Futures of Privately Protected Areas」では、日本を含む世界17カ国の民間保護地域の状況を調べ上げました。日本以外でどんな動きがあるかご紹介します。

### イギリス

民間保護地域について、政府による公式な報告は行われていません。しかし、特にNGOが、価値ある重要な生物多様性と共に、土地の400,000haを管理しています。

### スペイン

多くのNGOや組織が保護活動を行っています。信託管理から土地購入・管理まで幅広い手法で行われています。

### ドイツ

民間保護の歴史は19世紀にさかのぼります。保護地域システムは政府と市民社会アクターの間で、親密な協力を通して形作られてきました。

### フィンランド

10,000を超える小さな民間保護地域が、主に南に位置しており、290,000haほどを覆っています。この民間保護地域は、国北部に集中している国の保護地域を補完するために設けられました。

### ケニア


保護地域を規定する新しい法律が最近公表されました。保護地域という言葉は、個々の土地所有者、法人組織、所有者団体や野生生物の保護を目的としたコミュニティによって、保護される土地を表すために使用されています。


### 南アフリカ


法的に承認された、国の生物多様性保全のニーズにかなった民間保護地域は、政府によって積極的に支援されています。


### ナミビア


多くの民間の保持する土地は、「狩猟管理地域」として求められ、主に自然を基にした観光のために管理されました。そのため、ここでは保護地域の定義に沿っているのかどうかという点は明確ではありません。


 **中国** 民間保護地域は、保護地域制度の一部として、主に政府管轄地域に十分な資源と管理が届いていないことへの対策として、2007年に初めて提案されました。


 **韓国** 民間保護地域は保護地域システムの一部として十分な発達はしていませんが、保護や、NGOによる民間保護地域管理に対する支援に対して、市民社会の関心は寄せられています。


 **オーストラリア** 法制化はされていませんが、活気あふれる民間保護地域コミュニティがあります。このコミュニティでは、国の保護地域システムにおける民間保護地域の役割を全国的に認識してもらえるよう取り組んでいます。


 **カナダ** カナダの民間保護地域は、危機的状況にある種や、豊富な種の多様性を守っており、特に国の南部国境沿いに多く設置されています。

 **アメリカ合衆国** 公式な民間保護地域の定義はなく、包括的な報告もありません。しかし、活発に活動するトラスト団体やNGOが、数千もの民間保護地域と共に存在しています。

 **メキシコ** 国の陸地面積の487,300ha(0.25%)をも覆う民間保護地域が存在し、政府管轄の保護地域をつなげるという重要な役割を果たしています。

 **コロンビア** 国レベルの民間保護地域推進組織があり、280の保護地域が登録されています。大半は小さなもので、アンデス地方に多く位置します。

 **ブラジル** 1100を超える自然遺産の民間保護地域制度が法制化されています。この民間保護地域は約703,700haの面積があります。

 **チリ** 民間保護地域という言葉の定義や規制が曖昧な部分がありますが、法律的に認められています。合計すると国の保護地域制度の10%以上が民間保護地域になっています。



## 5. 民間保護地域が抱える課題

### ■ 民間保護地域と社会の関係

全ての保護地域は、人々に多くの自然の恵みを提供しますが、同時に、恵みを生み出す自然のプロセスを維持するため何らかの形で自然資源へのアクセスを制限するといった取り組みがなされます。数十年にわたり保護地域と周辺の地域社会との関係については議論がなされてきましたが、民間保護地域も同様です。とくに民間保護地域についていうと、大規模な土地を民間団体が所有することによって起こる不安、民間団体による何らかの規制や、公平性を欠く規制のあり方（友人・身内は保護地域内に立ち入れるのに、一般の人々には立ち入り禁止にするなど）は、地域社会との衝突の原因となります。民間保護地域の設定が華やかなこととして注目されすぎることの課題や、特に途上国では、海外の個人や機関が（あるいは、海外からの資金提供で）土地を所有することの是非などの問題なども起こっています。IUCNおよび生物多様性条約の基本原則にのっとり、地域と自然双方に意味のある形で土地の購入や管理を行うということが重要です。

### ■ 管理と課題

民間保護地域の保護の成功には様々な要因がかかわりますが、管理と計画については3つの課題があります。

#### 課題1 必要な管理を行う

全ての保護地域は、守ろうとする価値に合わせ管理目的を設定し、その目的を達成するための様々な行動に取り組むこと（あるいは、人の影響を回避し、最小限にすること）が必要です。民間保護地域の課題の一つとして、管理者が、保護地域設立のための土地購入に力を注ぎすぎ、長期的な保全のための管理がおろそかになることです。また、民間保護地域の外側での開発によって、保護地域の保全上の価値に悪影響があるなど、管理能力を超える脅威があるかもしれません。保護の取り組みの有効性や成果を評価することは、民間保護地域においても欠かせないことであり、民間保護地域にとっては何よりも重要な取り組みといえるでしょう。

#### 課題2 求められる管理能力を高める

保護地域をよりよく管理するためには、様々な管理能力を高める必要があり、EU、アメリカなどではそのためのネットワークが発達しています。そういったネットワークによって、保全だけでなく、資



金獲得や環境教育などの新しい知見・ノウハウが提供されることもよくあります。しかし、多くの小さな NGO がこういったネットワークに参加しづらいということもあります。

ネットワークは情報共有、有用な資源・ツールの共有、同様の事柄に取り組む人々と会う機会、政策発言能力、他の保護地域との効果的な相互関係作りなどを提供しており、そういった支援メカニズムは今後欠かせません。IUCN の世界保護地域委員会や、日本も含め IUCN 国内委員会（イギリス、フィンランド）などが積極的に民間保護地域の課題に取り組んでいます。

### 課題 3 体系的な保護地域計画

民間保護地域が、民間の好みや獲得のしやすさを優先して選ばれた場合、重要地域や保全上の優先地域が民間保護地域に選ばれないという課題も生じます。国（ブラジル、フィンランドなど）が一定の方針を示し民間保護地域が設立されるという事例もありますし、USA では The Nature Conservancy (TNC) 独自の判断基準で、生物多様性保全に資する形で民間保護地域が設立されています。民間保護地域の有効性は、「どこに民間保護地域を作るか」に大きく依存します。

## ■ 報告

保護地域のデータは 1960 年から集められており、現在、世界保護地域データベース (WDPA : World Database on Protected Area) に集約され、国連環境計画世界自然保護モニタリングセンター (UNEP-WCMC) が管理しています。このデータベースには、17000 件近い民間保護地域と“思われる”情報が入力されていますが、詳細に調べると多くの誤解や誤った入力などが見つかっており、WDPA のデータは、2014 年時点では、民間保護地域の現状を十分に表していないという結論となっています。誰が管理の主体となっているか (ガバナンスタイプ-IUCN では、国、協働、民間、先住民地域共同体の 4 タイプに分類) という情報は 2008 年から WDPA への入力が義務化されましたが、まだ、2008 年以前のデータの更新が完了していません。そのため、すでに WDPA に登録されている保護地域のガバナンスタイプの整理と、民間保護地域の登録・報告の仕組みの整備が喫緊の課題となっています。

この課題を解決するには、ガバナンスタイプへの理解を高める教育や、ガバナンスを評価・判定する指針、政府の意思、民間保護地域の所有者の自発的意識が必要です。あわせて、民間保護地域特有の課題として、民間保護地域のための報告制度とそれを支える 3 つの相互につながった課題「民間保護地域の定義」「国レベルのデータベース」「国際的な情報収集体制」があります。UNEP-WCMC、IUCN 保護地域プログラムもこの問題を認識し、現在解決に向けた検討が進められています。

## 6. 民間保護地域のこれからに向けて

民間保護地域のこれからに向けて、「The Privately Protected Areas Futures」は大きく次の3つの提案をまとめています。市民が守る保護地域プロジェクトチームでも、解決しなければならない課題を認識しつつ、日本の自然を守る多くの可能性を秘めた「民間保護地域」の取り組みを進めていきます。

### 1 国内的・世界的に PPA を強化する

国内外での民間保護地域の強化の手段として、

- IUCN の定めた保護地域の定義を活用した民間保護地域制度の確立
- 国の民間保護地域制度の見直し
- 民間保護地域のモニタリングと、効果的なシステムの管理に関する発展と改善
- 国内における、民間保護地域推進団体 (Privately protected area alliance) の設立と強化
- 知識と情報共有の発展

といったことが挙げられています。

国内の民間保護地域を取り巻く法制度や定義をしっかりと定めること、長期的な維持に向けたモニタリングの発展に協力して取り組むことが重要です。ガイドラインの作成や、所有者や管理者の学ぶ場を提供するなど、民間保護地域の連携の強化、新たな民間保護地域への支援も求められています。また、IUCNによる保護地域の定義を有効に活用することが必要です。

### 2 国内的・国際的に PPA イニシアティブを広める

- 民間保護地域の支援と推進にはどのようなインセンティブが必要か理解すること
- 民間保護地域の保護上の役割を高めるためのインセンティブを発展させること

が求められています。

インセンティブの範囲と、「なぜ所有者は民間保護地域を設立したのか」「一度設立した民間保護地域を所有者はなぜ維持するのか」「所有者が変わる際、保護をどのように継続するのか」といった質問に対する答えるための調査が奨励されています。また、各セクターが適切な民間保護地域するように奨励措置を確立する必要があり、そのためには、保護地域の拡張やネットワークの強化が重要です。民間保護地域の急速な発展を許容できる柔軟性が求められています。

### 3 国内的・国際的報告書に PPA を統合する

■ 国内・国際両方のレベルで、民間保護地域に関する報告の仕組みとインセンティブの開発が必要です。

民間保護地域のデータを集めるために、IUCNや他の保護団体、そして政府組織が、制度・仕組みを国レベルで発展させることが求められています。また、UNEP-WCMCは世界データベース(WDPA)に組み込んだり、UN組織や他の団体に報告したりするために、民間保護地域のデータを集めることが必要とされています。

## 7. 事例から考える 日本における民間保護地域の可能性

### 野鳥保護区の取り組み

公益財団法人 日本野鳥の会



北海道根室市にあるタンチョウのための野鳥保護区



野鳥保護区内で繁殖したタンチョウの家族

日本野鳥の会は、野鳥を通して自然保護を行なうNGOとして、「野の鳥を野に守ることは、ほかの多くの生きものや、それらが生きる自然環境を守り、さらには私たち人間が安らかに暮らせる環境をつくり出すことにもつながる」という理念に基づき、その活動のひとつとして「野鳥保護区」を設置しています。これは、野鳥の生息地を買い取り、その環境と生態系を守るという手段で、2015年現在 2,460ヘクタールの土地を所有。707ヘクタールについてはその所有者と協定を結んでいます。

国や自治体が重要な野鳥の生息地を法的に保全している場所もありますが、十分とは言えません。特に小さい規模の土地や、開発計画が突然浮上した場合など、当会のような民間団体の方がすばやくフレキシブルに対応できるという利点があります。生息地をそのまま確保し保全することは、希少鳥類や生物多様性の維持には非常に有効な手段だといえます。買い取りの費用は、会員など支援者からのご寄付を元にしていきます。

この手法で当会が重点的に保護している種はタンチョウとシマフクロウで、当会の野鳥保護区の多くは、この2種が生息する北海道東部にあります。タンチョウは 1980年代初頭にはその繁殖地の3分の

2に法的保護がなく、開発による環境の悪化が著しく、繁殖つがい数は増えても幼鳥は増えておらず、繁殖地の確保が急務と判断されました。シマフクロウについては、保護区を作り生息地を守ることが種の保全に有効であることなどから、2003年から保護区の設置を始めました。生息地のすべてを網羅することは難しいですが、数か所に保護区を設けることで、大きな開発の抑止にもつながります。

また、土地購入後の管理も非常に重要です。野鳥保護区では環境調査を定期的に行ない、必要に応じて環境の維持、向上のための作業を行なっています。購入時すでに、森林伐採など土地の一部の自然環境が改変されている場合もあり、環境を回復させる活動も行なっています。

守るべき種や地域は他にもありますが、土地の価格や地目などにより購入の難しいことも多く、すべての種にこの手法をとれるわけではありません。また、所有地の増加は管理費用の増加にもつながり、今後、野鳥保護区を維持していくための課題もあります。

---

公益財団法人 日本野鳥の会 野鳥保護区HP  
<http://www.wbsj.org/activity/conservation/bird-reserve/>

## 7. 事例から考える 日本における民間保護地域の可能性

### 海洋保護区と恩納村漁協の取り組み

山野博哉 — 国立環境研究所



サンゴ礁への陸からの赤土流入防止（写真提供：比嘉義視）



植え付けられ成長したサンゴ（写真提供：比嘉義視）

沖縄のサンゴ礁は、生物多様性の面でも水産資源管理の面でも重要な「場」ですが、陸地からの赤土の流出、オニヒトデ大発生による食害、海水温度上昇によるサンゴの白化などにより大きなダメージを受けています。サンゴ礁に限らず、生物多様性や水産資源管理において重要な「場」を保護し管理するために、禁漁区や保護区が設けられてきました。これらは総じて海洋保護区と呼ばれています。サンゴ礁域では多様な生物が生息しており、特定の種を対象とした保全や管理より、「場」自体を保全や管理する海洋保護区が有効な管理ツールと考えられます。海洋保護区は、国が定める海域公園だけでなく、漁協など民間が主体となって設置され管理されているものまで幅広く存在しています。

沖縄県の恩納村においては、1988年に漁業者や漁協主体でシャコ貝などの海洋保護区が設定されました。その後、恩納村漁協は、サンゴ礁が健全であることが漁場の健全性をもたらすとの考えのもと、魚介類の養殖や採取規制という資源管理に加え、サンゴ礁という「場」の保全や再生を目指す活動を展開してきました。それらの活動には、リゾートホテルの排水浄化基準の強化や生活排水の下水処理、行政・漁協・工事関係者からなる赤土流出防止協議会によ

る赤土流出防止策、漁民によるオニヒトデの駆除などの漁場保全活動が挙げられます。2003年からは、サンゴ礁再生を目指し、サンゴ植え付け事業に取り組み、ホテルやダイビングショップ等と連携して、サンゴ植え付けツアー、観察ツアーなどの事業を展開しています。さらに、2008年からは消費者・生協と連携し、生協を通じて全国販売されるモズク等にサンゴ礁保全基金を設けています。

このように、恩納村漁協はさまざまな主体との連携を行ってサンゴ礁保全活動を展開しており、民間保護地域活動の優良事例の一つとして考えられるのではないかと思います。

恩納村漁協の活動事例

<http://www.igetatakeuchi.co.jp/sango/see.html>

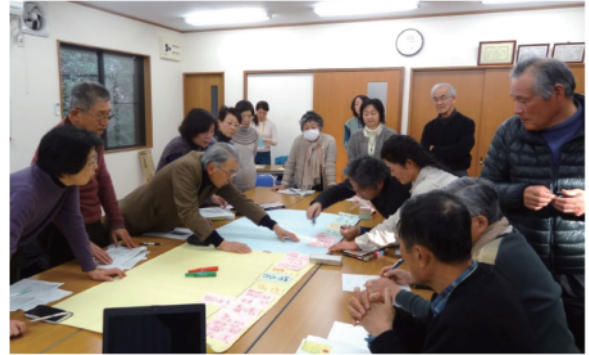
## 7. 事例から考える 日本における民間保護地域の可能性

### 「大草谷津田いきものの里」～保全協定と市民調査により守られる里山～

日本自然保護協会 保護・研究部 高川晋一



大草いきものの里の外観



アカガエル保全回復計画策定ワークショップの様子

水田耕作や薪炭林利用などの営みによって生み出された「里山」は、法的な規制を伴う保護地域とすることが最も難しい生態系のひとつです。私有地であるために法的な網掛けを行うことが困難な上に、生態系の維持に農林業などの生業そのものが必要だからです。都市域では都市公園などに指定されて保全されることも多いですが、用地取得や維持管理のコストが原因でうまくいかないことも多いのが実情です。

千葉市若葉区大草町に位置する「大草谷津田いきものの里」は、谷津田と二次林からなる約17haの里山で、市街地に隣接しながら豊かな自然環境が保たれています。ここもかつては市街化や廃棄物処理所建設問題などに脅かされましたが、1990年代の学術調査によってその重要性が明らかにされ、平成18年から千葉市の保護地域となりました。

この場所の特徴は、市が約30の地権者と「谷津田等の保全に関する協定」を結ぶことで保全が担保されているということです。千葉市では、市街化による市内の谷津田の急速な喪失状況をうけ、平成14年7月に「千葉市谷津田いきものの里整備構想」の基本方針を決定しました。そして平成16年1月に「谷津田いきものの里整備要綱」を制定し、それを根拠として協定制度を設けました。現在この場所は整備構想に掲げられた3つの保全目標（①里山的環境の保

全と創造、②地域のコミュニティや文化の形成、③持続性のある管理運営体制の創造）をめざした保全管理がなされています。

もうひとつの特徴は、市民による保全管理やモニタリング調査活動がきっかけとなり保全が実現したことです。平成14年頃から東邦大学や日本自然保護協会が地元の市民に参加を呼びかけ、「生態系総合モニタリング調査」を進めました。千葉県内の市民、特に日本自然保護協会の千葉県自然観察指導員協議会（通称、自然観察ちば）のメンバーが中心となって「大草調査隊」が組織され、調査保全活動が開始されました。平成16年からは千葉市が調査活動の事務局を担い、植物や鳥類など5項目のモニタリング調査が毎年継続されています。調査データは具体的な保全指針を得るための重要な科学的根拠となっており、最近では調査結果をうけたアカガエルの保全回復行動計画も策定されています。また、平成25年度からは水田耕作を行う他の市民団体や学生団体とも連携を図るための「活動連携検討会」も開始されています。

千葉市 大草谷津田いきものの里  
<http://www.city.chiba.jp/shisei/kankyo/kankyo/shizenhogo/ikimono/>

日本自然保護協会 里モニ  
<http://satomoni.com/>

下総生物多様性アクションプラン  
<http://www.nacsj.or.jp/katsudo/shimousa/>

## 7. 事例から考える 日本における民間保護地域の可能性

### 上三川町神主周辺の有機水田と里山

民間稲作研究所・グリーンオイルプロジェクト・神主里山再生プロジェクト



水田内ピオトープ



田植え体験・生きもの調査の参加者

2006年に成立した「有機農業の推進に関する法律」にもとづき、栃木県上三川町に「有機農業技術支援センター」が誕生しました。NPO法人民間稲作研究所が事業主体となって地元を始め、県内外から有機稲作にチャレンジしてみたいという方々が研修に来られます。

農業・化学肥料を使わない有機農業は自然の循環機能を活用した農業で、多様な生き物を育みながら、その手助けを得て低コスト・低エネルギーの稲作を実現しています。

2011年・福島原発事故による広範な放射能汚染の除染を目的に立ち上げた一般社団法人グリーンオイルプロジェクトが中心となって油脂作物の搾油所が建設され、廃食油で搾油機を動かし、ナタネ・ひまわり・大豆油を生産販売して被災地を支援しています。

有機水田に隣接する里山は「とちぎの元気な森づくり基金」の交付を受けた上三川町「明るく安全な里山林整備事業」の一環として平成22年度から「神主里山再生プロジェクト」が管理し、有機圃場で使う貴重な腐葉土の供給源にもなっています。

里山で越冬するアカガエルが田んぼで産卵できるように、U字溝に橋をかけています。2015年にはエコトーププロジェクトの支援を受け、トウキョウダルマガエルやアマガエルが早くから産卵し、ホタルやサギソウなどが復活するようにU字溝に沿って土側溝を掘り、水源近くにはカエルが早くから産卵できるように冬でも水たまりができる深みをつくりました。

近年増えだしたヒメトビウンカが有機水田にも被害を与えています。アマガエルやクモが増え、トンボが乱舞する生態系がもっと豊かになれば、ウンカの被害も少なくなると思います。生き物調査・被害調査をしっかりと実施して生物多様性防除（IBM）の可能性を探ってみたいと考えています。

畔にはオオイヌノフグリ・ヘビイチゴ・ジシバリ・ムラサキサギゴケ・ミゾソバなどが次々と可憐な花を咲かせ、ハチヤクモ・カエルを育てます。ツバメがユスリカを狙っていち早く有機水田の上を飛翔します。ザリガニが顔を出すと目ざといカワセミがやってきます。田んぼに水が入るとカエルの大合唱。そしてヘビが出て、サシバがそれを狙って杉の木に飛来します。

こうした草花や鳥たち・虫たちと有機水田とのかかわりを見て頂くために、地元の有機農産物などを販売する直売所エグレットの脇をとおり、有機水田と小川に挟まれた農道を整備し、里山につづく約1kmの遊歩道を作っています。

早くから代かき湛水を行う有機水田のピオトープに近所の子供たちがザリガニ採りに訪れ、6月には生協の組合員のみなさまが田植え体験や生き物調査に訪れます。

栃木県河内郡上三川町下神主 233

TEL 0285-53-1133

## 7. 事例から考える 日本における民間保護地域の可能性

### 羽黒山今泉院大聖寺

住職 小林隆成



本堂等伽藍を取り巻く緑地帯



ゆりかご苑の小さな池3つ

大聖寺は真言宗の寺院で、開山は古く平安時代に遡ります。弘法大師の曼荼羅の教理に窺える「地球環境保全」を教化活動の1つに掲げています。常磐高速道桜土浦インターの近くにあり、境内南側の水田には、霞ヶ浦に注ぐ花室川と、354号国道、東側には6号国道が走っています。また、ここは市街化調整区域ですが住宅団地があり、2 km程の所には関東最大の里山（溜め池100選の1。100haの原生林）、穴塚大池があり、恵まれた自然環境の一面を成しております。自然林、人工林、竹林、クマガサの群落、池、湿地、芝生など、様々な環境が点在しており、多くの野鳥や小動物が暮らしております。

#### 管理主体と協力関係

当寺は宗教法人であり、檀信徒との関わりが主で、地域の住民、行政とは直接の協力等関わりはありません。住職が責任者として寺を管理運営しています。寺院敷地5ヘクタールの周囲は門扉、フェンス、塀等で囲まれており、参道以外からの出入りはできません。日中、一定の時間内で解放し、参詣者等市民を受け容れています。

#### 面積と緑化の成果

約5haの敷地面積は、1.5haの境内地、2 haの墓地、

1.5 haの自然林、人工林に大別されます。この敷地外の周辺には前述以外に自然林、畑、吉原、休耕田、溜め池、調整池などがあります。昭和46年墓地造成工事で環境破壊が著しく進んだ大聖寺に入寺した住職は「人と鳥と動物が、共存できる環境」を目指して、荒廃した境内を檀信徒に呼びかけて、40年の歳月を使って様々な樹木を植え、自然環境を整えました。今日では多くの鳥獣類が棲みつき、飛来する野鳥は年間70種を超え、これまでの40年間に108種類の野鳥を確認しています。哺乳動物もイエコオモリ、モグラ、ノネズミ、イタチ、ノウサギ、タヌキ、等を確認しています。2011年日本鳥類保護連盟からバードピアに指定されました。生態系の頂点にある猛禽類はハヤブサ、トビ、ノスリ、オオタカ、ツミ、チョウゲンボウ、フクロウ、アオバズク、オオコノハズクなどが飛来しています。

茨城県土浦市永国 203

TEL 029-821-2110

FAX 029-821-2595

大聖寺 HP

<http://www.daishouji.jp/index.html>

# 市民が守る保護地域プロジェクトメンバー紹介

## 国立研究開発法人 国立環境研究所

\* 平成27年4月1日より独立行政法人より移行

公害問題に関する社会的関心の高まりに対応し、1971年に環境庁が設立され、その研究所として国立公害研究所が1974年に発足。1990年に国立環境研究所と改称し、2001年に独立行政法人となる。環境研究業務と、環境情報の収集・整理・提供業務の他、地球温暖化や自然環境の保全、循環型社会の構築など多分野にわたり研究が行われている。

## 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

コンサベーション・インターナショナル (CI) は、持続可能な社会の実現を目指す、国際NGOです。自然の恵みを将来世代につなぐため、科学とパートナーシップ、現場での実践を柱に、31か国で1000名のスタッフが、1000以上のパートナーとともに協働しています。「自然を守ることは、人間を守ること」

## 公益財団法人 日本自然保護協会

1963年、尾瀬の保全からはじまり、2011年に公益財団法人化。調査研究、保護、環境教育の3分野から活動を行う。自然観察指導委員の養成やモニタリングサイト1000里地調査の実施、政策への提言といった、幅広い面から全国規模で自然保護に取り組む。

## 公益財団法人 日本野鳥の会

1934年創立2011年に公益財団法人化という長い歴史を持つ。「自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、また野鳥に関する科学的な知識及びその適切な保護思想を普及することにより、国民の間に自然尊重の精神を培い、もって人間性豊かな社会の発展に資すること」を目的として活動中。実際に野鳥や自然の保護に取り組むほか、ガイドの発行など普及啓発にも注力する。

## ラムサール・ネットワーク日本 ～水辺の生命と暮らしのネットワーク～

2009年4月、ラムサール条約第10回締約国会議での活動のために組織された、「ラムサール COP10のための日本NGOネットワーク」の後継組織として設立。日本各地の湿地に関わるグループや個人から成り立つ。湿地保護の国際条約であるラムサール条約にもとづく考え方・方法により、すべての湿地の保全・再生、賢明な利用を実現することを目的とし、地域の草の根NGOから世界のNGOまで、幅広く連携しながら活動中。

## 国際自然保護連合日本委員会 (プロジェクト事務局)

国際自然保護連合 (IUCN) は、1948年に設立された組織で、1100を超える国・自然保護団体、1万人を超える科学者が協力しながら、生物多様性保全を世界・地域で進めています。その日本委員会は、(公財)日本自然保護協会が事務局を務め、自然保護に関する情報交換や活動の推進を行い、2020年愛知ターゲット達成に向けて、「にじゅうまるプロジェクト」を展開しています。

## 生物多様性保全の新たな潮流 ～民間保護地域の今とこれから～

発行日 2015年3月30日 (第一刷)

発行 国際自然保護連合日本委員会 (IUCN-J)

企画・編集 IUCN-Jにじゅうまるプロジェクト

この冊子は、平成26年度独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けて作成されました。



この冊子には中越パルプ工業の印刷用紙「里山物語」を使用しています。

間伐材を100%クレジットで最大限活用し、森林保全に貢献するとともに、用紙代の一部は寄付金として、里山で活動する社会的意義の高い団体を支援することで、里山の生物多様性保全と社会貢献にも役立ちます。